



自動車税

この税金は、自動車の所有に担税力（税を負担する経済的な力）があるものとして納めていただくものです。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車を所有している人。ただし、割賦販売契約などで購入し、所有権がまだ売り主（ディーラー等）にある場合は買主。

納める額

自動車の車種、用途、排気量などにより年税額が決められています。なお、年度の途中で新たに取得したとき（運輸支局等で新規に登録したとき）には、翌月分から月割で納めます。

乗用車

総排気量	年税額（円）	
	自家用	営業用
1,000cc以下	29,500	7,500
1,000cc超 1,500cc以下	34,500	8,500
1,500cc超 2,000cc以下	39,500	9,500
2,000cc超 2,500cc以下	45,000	13,800
2,500cc超 3,000cc以下	51,000	15,700
3,000cc超 3,500cc以下	58,000	17,900
3,500cc超 4,000cc以下	66,500	20,500
4,000cc超 4,500cc以下	76,500	23,600
4,500cc超 6,000cc以下	88,000	27,200
6,000cc超	111,000	40,700

トラック

最大積載量	年税額（円）	
	自家用	営業用
5 t 以下	8,000円	6,500円
	～25,500円	～18,500円
5 t 超 8 t 以下	30,000円	22,000円
	～40,500円	～29,500円

県域を越える自動車の転出入時における自動車税の月割計算が廃止されました。

年度の途中で県域を越える所有者、定置場の移動があった場合に行われていた自動車税の月割計算が、平成18年4月1日から廃止されました。これにより、引越しや自動車の売買によって他の都道府県ナンバーに変わっても、自動車税が新たに課税されたり、還付されたりすることはなく、4月1日午前0時時点の所有者（割賦販売の場合は使用者）に1年分の自動車税を納めていただくことになりました。

なお、抹消登録による還付や新規登録による課税については、月割計算によって税額が算定されます。

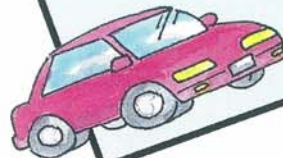


知っていますか？

自動車の増加に伴い、自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。こんなことに気をつけて、快適にドライブしましょう。

自動車を譲ってくれた友人に納税通知書が届いた！

運輸支局等で移転の登録はしましたか？自動車税は、4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されますので、移転の登録が行われていないと、元の所有者に課税されます。



こわれて動かなくなっている自動車に税金がかかっている！

1日も早く、所管の運輸支局等に抹消の登録をしてください。抹消の登録をすれば翌月からの税金が返ってきます。



納税通知書

手放した自動車の納税通知書が届いた!

自動車を譲渡したり、下取りに出したときにも、必ず運輸支局等で移転又は抹消の登録(申請)をしてください。
※このままにしておきますと、来年度も課税されますので必ず手続きをしてください。



減免

身体障がい者(等級等の制限あり)が所有する自動車については、減免制度があります。
新規取得の場合 申告(登録)のとき
4月1日現在所有の場合 納期限(5月31日)まで減免申請をする必要があります。

申告

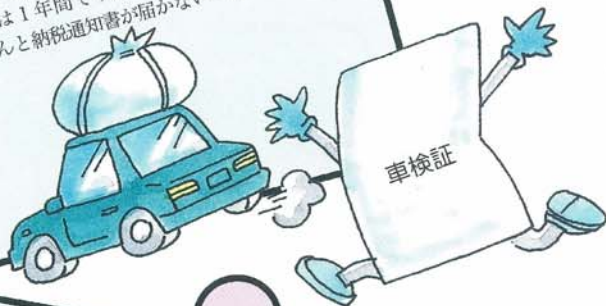
自動車を取得したときや、登録事項の変更をしたときは、7日以内に申告書を提出することになっています。

納税

5月に自動車税事務所から送付される納税通知書により、5月31日までに納めます。
口座振替制度(42ページ参照)を利用されると便利です。

転居して住民票を移したのに納税通知書がこない!

住民票を移しても車検証の住所は変わりません。管轄の運輸支局等で車検証の住所を変更してください。(郵便局の転送期間は1年間です。運輸支局等で手続きをしないと納税通知書が届かないことがあります。)



納税証明書がなくて車検(継続検査)が受けられない!

自動車税の納税通知書の右片は、「納税証明書用紙」になっており、納付したときにこれが「納税証明書」になります。車検証と一緒に大切に保管しておいてください。



知っていますか?

自動車に関する税金は、次のとおりです。



(このほか、自動車や燃料の購入時には、消費税・地方消費税がかかります。)

自動車税のグリーン化のお知らせ

平成18・19年度に新車新規登録した排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車は、翌年度の自動車税が1年間軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が採られています。

環境負荷の小さい自動車

環境負荷の小さい自動車は、自動車税を軽減しています。平成19年度の軽減の対象になる自動車は次のとおりです。
なお、軽自動車は本取扱いの対象となりません。

新車新規登録年度 (初年度登録)	税率が軽減 される時期	要件(下記の2つの基準を満たしているもの)		軽減率
		排出ガス基準	燃費基準	
平成18年4月1日 ~ 平成20年3月31日	新規登録 の翌年度			通常の税率より概 ね25%軽減。
				通常の税率より 概ね50%軽減。
電気自動車・燃料電池自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車に係る自動車税は通常の税率より概ね50%軽減されます。				

自動車の後部等に排出ガス基準・燃費基準のステッカーが貼付されています。
燃費基準は、車検証の備考欄に「平成22年度燃費基準10%向上達成車」、「平成22年度燃費基準20%向上達成車」の記載があります。
ディーゼル車の場合は、「平成17年度燃費基準10%向上達成車」、「平成17年度燃費基準20%向上達成車」となります。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録から一定年数を経過した自動車には、自動車税を上乗せしています。
平成19年度以降に上乗せ対象となる自動車は次のとおりです。

対象自動車の種類及び新車新規登録の時期		重課措置開始年度	上乗せ率
新車新規登録から 11年を超えている ディーゼル車等	平成7年4月1日~平成8年3月31日	平成19年度以降	概ね10%
	平成8年4月1日~平成9年3月31日	平成20年度以降	
新車新規登録から 13年を超えている ガソリン車 LPG車等	平成5年4月1日~平成6年3月31日	平成19年度以降	
	平成6年4月1日~平成7年3月31日	平成20年度以降	

一般乗合バス、被けん引車、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス車は除きます。
また、ハイブリット車は重課対象になります。